

告 示

埼玉県告示第三百八十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一八―二二―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県比企郡鳩山町大字泉井字稻荷谷千百五十四番二外二十筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千七百九十八・〇〇立方メートル